

## 第14期第3回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

### 1 開催日時

令和2年3月19日（木） 午前10時00分から

### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

### 3 出席者（五十音順）

江島 玲子 委員  
小林 登 会長  
櫻井 幸一 委員  
佐々木 久美子 委員  
永井ケイ子 委員  
村上 英明 委員  
森 咲子 委員

### 4 審査事項

- (1) 個人情報の提供制限に関する例外事項について（諮問・答申）
- (2) 「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則」の一部改正について（報告）

### 5 会議の内容

#### 【小林会長】

おはようございます。

本日はお忙しい中、朝早くからお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

山元委員がお越しになられていないみたいですが、時間を過ぎておりますので、ただいまから第14期第3回の福岡県個人情報保護審議会全体会を開催させていただきます。全体会は本当に久しぶりになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、全体会については原則として、公開という扱いになっているわけですが、本日は非公開で開催させていただこうかと考えております。その経緯とか、それから本日の議題の概略について、事務局のほうから説明させていただきます。よろしく願いします。

#### 【事務局】

おはようございます。まず、ただいま会長から御説明いただいた会議の非公開についてです。

福岡県個人情報保護審議会運営要領第3第9条により、会議は原則として公開するものとしておりますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、規模縮小また、時間の短縮を目的といたしまして、傍聴手続を取りやめ、可能な限り開催時間を短縮して行いたいと考えております。

全体会に引き続きまして、11時から開催予定の第二部会につきましては、会議時間の終了時刻によっては開始時間を早めて、全体会が早く終われば、早くスタートさせていた  
だくということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に本日の議題について、本日は2件議題がございます。1件目は個人情報の提供制限  
に関する例外事項について実施機関からの諮問及び答申案の御審議をいただく予定です。

2件目は「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則」  
という条例に付随する規則があるのですが、こちらを一部改正いたしましたのでその内容  
につきまして、事務局から御報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小林会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に従って、議事を進めてまいります。

## ○ 個人情報の提供制限に関する例外事項について（諮問・答申）

【小林会長】

まず、議題の（1）、「個人情報の提供制限に関する例外事項について」です。

それでは、これについても事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料ですが、資料1を御覧ください。

3月16日付けで福岡県知事から当審議会に個人情報の提供制限に関する例外事項に  
ついてということで諮問がなされております。

始めに、諮問内容に係る条例の規定について、事務局から説明をさせていただきます。  
その後、諮問の詳細につきまして、実施機関から説明をさせていただきます。説  
明後に、答申案についても、本日御審議をいただく予定です。

そのままよろしいでしょうか。まず、関係する条例の規定の説明をさせていただきます。  
お手元に、緑色のファイルで手引の冊子があるかと思いますが、11ページ目を開  
けていただいてもよろしいでしょうか。

条例第3条についての記載になるのですが、第3条第1項の冒頭、収集の制限等とい  
うことで、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的  
を明確にし、かつ、当該目的を達するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によ  
り収集しなければならない。」とされております。

したがいまして、個人情報を取り扱う事務の目的をきちんと事務の開始までに定め、  
その目的の中で収集した情報を、その目的に従って、利用したり提供したりしていくと  
いうのが原則になっております。

次に、23ページ、条例第5条を見ていただいてもよろしいでしょうか。

個人情報の利用及び提供の制限に関する条項ですが、第5条第1項に「実施機関は、  
個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報等を実施機関内において利用し、  
又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。」という規定がございます。

先ほどの目的の範囲内で収集し使用するという原則に対して、当然、その目的を超え

て利用したり提供したりしてはならないという規定になっております。

ただし、第2項、次の項ですが、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供することができる。」となっております。

例えば、法令に基づいて利用する、提供する場合とか、本人の同意がある場合などですが、その一番下の第6号の「前各号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。」この場合には、公益性があるということで、個人情報の目的外提供ができるということで、本日の諮問の内容につきましては、まさにこの第6号の規定に基づき、審議会の意見を実施機関が求めているというものになっております。

そして、同じく手引の146ページに資料を挟んでおります。本日の諮問にかかっております内容は、大変古い答申に係るもので、旧条例、平成4年に福岡県が初めて制定した個人情報保護条例の制定直後くらいの時期に、答申をいただいたものがここに挟んでおります資料です。

この中の、最後のページになりますが、「下記の単独事務についても、公益上必要があると思われるため、個人情報の目的外利用・提供について妥当なものと認める」ということで、番号10番ですが浄化槽設置の届出事務、各保健所が所管している事務で、個人の類型としては設置者の個人情報を浄化槽協会に対して提供するということについて、公益性があり目的外で提供することは妥当ということで答申をいただいたという案件になっております。

本日はこの過去の答申において、提供先とされている「浄化槽協会」について、この利用提供先を広げるということで、諮問がなされているということでございます。浄化槽協会は固有名称ですが、ほかの事務の提供先を見ていただきますと、一番下13番の、保守点検登録事業者及び清掃許可事業者のように、一般的な表現の例もありまして、必ずしも、提供先としては、固有の名称に限定されているわけではありません。その点も踏まえて、実施機関からの説明を聞いていただけたらと思っております。

事務局からは以上でございます。

**【小林会長】**

ありがとうございました。

今、説明がありましたように、本日審議するのは個人情報の目的外の提供ということでもあります。

確か以前、保育士さんの情報ですかね、それを提供するというので、この全体会で審議したことがあると思いますが、同じような事項にかかることです。

何かこの条例とかに関して、御質問とか御意見のある方ございますか。

**【全委員】**

なし。

**【小林会長】**

この点はよろしいでしょうかね。

それでは、実施機関から諮問事項についての具体的な説明のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**【諮問実施機関】**

環境部廃棄物対策課で、浄化槽の担当係長をしております塩田と申します。よろしくお願ひします。

お手元の資料の1とそれから資料の2が我々の案件でございますので、その資料に基づいて御説明をさせていただきますが、まず初めに、委員の皆様、そもそも浄化槽がどのようなものかということについて御存知ですか。よろしいでしょうか。

お庭の軒先とかにこの机2台分ぐらいなのですが埋まっているもので、下水道のような形でお家の排水を処理して川に流す、そういうものなのですがけれども、その浄化槽に対して浄化槽法という法律がございまして、その中でいろいろと規制をかけておるのですが、浄化槽には、使うに当たって3つの義務が設置者に課されています。

その中の1つの義務に、年に1回の定期検査を受けるという義務がございまして。その定期検査を実施する機関を、資料1の諮問内容の2段落目の辺りの上部になるのですが、都道府県知事が指定検査機関というものを指定しておりまして、その指定検査機関が定期検査を行うのですが、この検査を行うに当たって、当然どこにどなたが浄化槽をお持ちだとか、その浄化槽がどのようなものかという情報が必要になってまいりますので、その情報を、県から指定検査機関に提供しております。

そのことについては、平成4年に審議会に諮問させていただいて、妥当であるということで答申をいただいた上で、事務を現在も行っているのですが、この諮問内容の2段落目の辺りですが、来月の4月1日から、大牟田市が保健所の業務を返上する形で、県がその業務を担うことになるのですが、この浄化槽法の関係についても、今回県の方で仕事を担うことになったということです。その関係で、大牟田市域にもやはりこの指定検査機関というものがございまして、今も業務をやっているのですが、そこに対しても同じように情報提供する必要があるということが発生しましたので、提供先について、現在は浄化槽協会という特定の指定検査機関の名称になっているのですが、大牟田市域については別途、有明環境整備公社が指定検査機関になっておりまして、そちらを含める形で指定検査機関という名称に変更させていただきたいというのが主な内容になっております。

それに関連して、平成4年当時は県の組織の関係上、保健所という名称だったのですが、現在の保健福祉環境事務所という名称に変わっていることもございまして、その辺りの名称を変更させていただくという内容が資料1の下段のところの改正内容のかいつまんだ説明になります。

資料1をおめくりいただいて、次のページに、(2)という部分がございまして、浄化槽法の関係で、同様にもう1つ答申をいただいている、先ほどの表でいうと単独事務の13番というところですが、こちらにも同じように、保健所となっている部分等がございましたので同じような名称に揃えさせていただきたいというのが、今回諮問させていただく内容の概略になっております。説明は以上になります。

**【小林会長】**

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御意見とか御質問等はございますか。江島委員どうぞ。

**【江島委員】**

諮問内容のところの、浄化槽の所有者、占有者というところで、例えばそれぞれの家庭から排出される排水が流れていく浄化槽がところどころにあるというイメージですか。

**【諮問実施機関】**

例えば庭の軒先とか、例えば駐車スペースの地下とかですね、一戸建ての広いお宅などですと表玄関を開けてドアに行くまでの間にスペースの地下などに、各御家庭一戸につき1個埋まっている、そういうイメージです。

**【江島委員】**

ということは、この浄化槽の所有者はそれぞれの家庭の…。

**【諮問実施機関】**

そうですね。それぞれのお家の持ち主さんといいますか。

**【江島委員】**

そういうことになるのですね。そうすると、この提供される、例えば所有者、占有者のお名前は、その各所有しているお家の方の個人情報ということで指定機関が請求すれば提供されるという理解でよろしいですか。

**【諮問実施機関】**

そうですね。家主さんのお名前であったり御住所であったり、そして基本的には浄化槽の検査に使いますので、埋まっている浄化槽の情報というのがメインになってきます。

**【江島委員】**

ありがとうございます。

**【小林会長】**

森委員どうぞ。

**【森委員】**

すみません。私もそこについて、管理者とその所有者の違いですね、例えば持っている人はこの人だけれども、その管理をどなたかに委託しているとか、そういうことになるのですか。

**【諮問実施機関】**

ケースとしては、いわゆる貸家の場合、オーナーさんが別にいらっしゃって当然所有者はそのオーナーの方ですけれども、実際に使っておられる方、要はそのメンテナンスをしなければならぬのは、そこに住んでおられる方であり、その場合にはその方が管理者ということです。

法律上の話になれば、その維持管理そのものは業者さんに委託をすることができるので、そういう組み立てにはなっていますが、ここでいうこの浄化槽管理者は、例えばオーナーさんが直接メンテナンスまでしていれば、オーナーさんですし、その店子さんがそれを例えば賃貸の契約の中でされているのであれば、法律上はその方ということになります。

そして、その方からさらに委託というケースもあり得ますが、この場合の委託先いわゆるメンテナンスの業者というところは今回の範疇には入っていないというところです。

**【森委員】**

では、年に1回の検査をしないといけない、その責任が発生するのは基本的に所有者ではなく、管理者の方に責任が発生するというふうに考えてよろしいですか。

**【諮問実施機関】**

はい。この法律上の文言でいうところの、浄化槽管理者の方になります。

【森委員】

はい。ありがとうございます。

【小林会長】

櫻井委員お願いいたします。

【櫻井委員】

その指定検査機関という言葉で、現状はまだ大牟田市がこの有明環境整備公社を指定しており、4月以降はこの指定をするのが県になるという理解でよろしいのですか。

【諮問実施機関】

法律の建付けでいいますと、あくまで都道府県知事が指定をするので、大牟田市域にあってその大牟田市域を管轄しているのですが、指定そのものは今も県が指定をしています。

【櫻井委員】

では、大牟田市の指定検査機関と最後に書いてあるのは、大牟田市にある県が指定している指定検査機関と読み方をすべきだということによろしいですかね。

【諮問実施機関】

はい。その御理解で間違いありません。

【櫻井委員】

指定の主語は全て今も県だということですが、ただし、今回の改正では、提供先が2つになるということですね。この浄化槽協会と大牟田市の場合は有明環境整備公社の2箇所ということですね。

【諮問実施機関】

そうですね。そういう形になります。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかに何かございますか。村上委員どうぞ。

【村上委員】

大牟田市の事務を県に移管されるということについては、一切異論はありません。ほかのことで知りたいことがありまして、1つは、これは四日市市とかもあるみたいですが、なぜ大牟田市が今まで単独にそういう形で事務を行っていたのかということと、もう1つはこの一般財団法人ですとか個人情報の提供を受ける側の個人情報のセキュリティといいですか、県の組織であれば、条例が適用されますから問題ないですが、こういう一般の財団法人となるとそういうものがあるのかどうか、要するに県が提供した個人情報がきちんと適正に使われるかどうか、外部提供がないのかどうか、そのあたりの保証といいですかね、その辺りはどうなっているのか質問したいと思います。

【諮問実施機関】

御質問は2点だったかと思いますが、1点目はそもそもなぜ保健所業務を大牟田市がやっていたのかということと、それから2つ目は、県が提供した個人情報がいかに管理されるものなのか、そこの担保が取れているのかということかと思いますが。

1点目のところですが、元々、大牟田市はいわゆる公害がひどかったところがあって、当時、委員御指摘のとおり四日市市とかも含めて、県ではなくて、市の単位で保健所を置いて、いわゆる公衆衛生の業務を担うという過去の経緯があって、それで、大牟田市以外

にもいくつもあるのですが、いわゆる、法令でいうところの保健所設置市という扱いになっています。その過程で連綿と業務をされていたのですが、諸々の事情があって、今回、4月1日から大牟田市が保健所業務から手を引かれるということで、そうなると、受皿は県しかないという形です。ちなみに全国で初めての事象です。

2点目ですが、委員御指摘のとおり、当然県の機関であれば、県の個人情報保護条例がかかってまいりますので、それで管理されるというところなんです。そして、民間については、原則「個人情報保護法」、行政機関ではない方の法律が基本的には適用されますので、その取り決めの中でやっていただくということが大原則になろうかと思えます。したがって、それぞれの指定検査機関の中で、法に則った形でルールを決めて、管理していただいているというふうに理解をしております。そういう形になります。

**【小林会長】**

よろしいでしょうか。どうぞ。江島委員お願いします。

**【江島委員】**

個人情報を提供される側の、浄化槽の管理者、先ほどのお話であれば、例えば、個人所有の家があれば、その所有者あるいは、管理している人ということになると思いますが、その方には、例えば検査しなければならぬとかそういうときにその個人情報が指定検査機関から要望があったときには提供されることとなりますよということの説明とかは、いずれかの時点ではされているのですか。

**【諮問実施機関】**

ルール上、明確にそうなっているということはないのですが、そもそも、検査すること自体はその管理者の方が指定検査機関に検査をしてくれということで申込みをすることになっております。

**【江島委員】**

管理者の方が。

**【諮問実施機関】**

そうです。なので、県が代行して勝手に検査に行くというような形にはそもそもなっていないです。検査には手数料もかかりますので、あくまで、御本人さんと指定検査機関との間の検査の契約の中で行われるもので、原則、住所の情報などは提供されているということです。

それに付随するその浄化槽の情報を、我々が提供しているという形の整理となっていて、お名前とかの情報は、そもそも御存じという大前提の中で運用しているものではありません。

その人がその情報を、例えば、我々の方には、具体的な手続でいうと、保健所の窓口で浄化槽の設置届や管理者が変わりましたということであれば管理者の変更届を出していただいて、それに基づいて浄化槽管理の情報を県でアップデートしておりますので、それを指定検査機関に渡したり、例えば検査機関が聞いていた情報と違っているときに、図面はどうなっていますかというような問合せに対して回答するというようなことは実務上ありまして、いただいた情報を提供するということについて明文で御説明を、必ずこのタイミングですということにはなっていないのが現状ではあります。

**【村上委員】**

検査については、委託したりして、設置のときに役場で一括して書類を提出するのです

よね。私も出したことがあるのですが。

**【諮問実施機関】**

実情としては、メンテナンスの業者さんが検査申込みとかを代行できるルール、規定があるので、その中で通常はやっておられます。そういうことなので、御本人様にとっては特に違和感なく、自分の情報は当然自分が申し込んでいるので検査機関に行っているよね、という御理解をいただいているのであると。なので、何か知らないのに検査機関がやってきたみたいな感じにはならない仕組みになっています。

**【江島委員】**

ありがとうございます。

**【小林会長】**

森委員、お願いします。

**【森委員】**

私は基本的に、今回の改正内容について賛成という立場ですが、今のお話を聞いていると、そもそも、申込みのときに、この浄化槽の情報も提供しますということに同意するというチェック欄を作っておけば、必ずそこで御本人の同意を得た上で、浄化槽の情報もお出しできるっていうようなことになりそうな、この条例をわざわざ適用しなくてもそこで全員の承認が取れるような気がするのですけれども。

**【諮問実施機関】**

はい、そうです。そうですとお答えするのもおかしな話ですが、例えば届出をいただくときにあらかじめ同意していただく、届出の様式があるのでその端とかに書いておいて、チェックしていただくようなイメージですよ。

そのような方法もあろうかと思いますが、過去に、まさに、平成4年に個人情報保護条例が制定された際に、その黎明期に答申をいただいずずっとこの形でやっていてというところがありますので、今のところこの形で整理させていただいて、提供させていただいているという状況でございます。

確かにやり方としては、様式を改めてという方法はあるかと思えます。

**【小林会長】**

櫻井委員お願いします。

**【櫻井委員】**

新規のものはそのように新しい様式にしてチェック項目で同意をとってもいいのでしょうけれども、他の方はどうするかという話になってくるので、そこは慎重に議論した方がいいかなというふうに私は思いました。

実務上は、かなり現実的に難しいのではないかなと思えます。

**【小林会長】**

私からもいいですか。

同意をとるということになってしまえば、もうそこは同意をしていることなので、この条例の第5条の問題ではなくなるのではないのかという気はします。

つまり、こういう目的で使いますよということで同意を個々に取るということは大原則ではあるのですが、今問題になっているのは、その同意がない場合に、それでもこれは目的外で使いますよということでこの審議会に諮問されて、それについて承認を得れば、提

供できますよということになっているのではないかと思いますのでね。

だから、その同意の話は全くそのとおりで、それはもう大原則の話で、その原則から外れる場合のことについて、どうでしょうかというのが今日の議題ではないかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

【森委員】

はい。

【小林会長】

ほかに何か御意見等ございますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

では、このように改正すること自体については、皆さん特に公益上の必要性もあるから問題ないという御意見だということですかね。そういうことでよろしいでしょうか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

それでは、次に答申案についての審議・検討に移りたいと思いますが、答申案についての説明を事務局からお願いします。

【事務局】

御説明いたします。

資料3、こちらに本日の個人情報提供の制限に関する例外についてということで案を作成しております。実は、昔の答申を改正するというのは初めてでございまして、例がないのですが、ただいま御審議いただいたとおりであれば、改正内容は妥当ということですので、このとおり、読み上げをさせていただきます。

令和2年3月16日1廃第993号により諮問のあった、平成4年9月14日付け答申（福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条第2項第6号関係（2）単独事務10）及び平成5年4月20日付け答申（条例第5条第2項第6号関係（2）単独事務13）の内容を下記のとおり改正することについては、適当なものと認めます。

ということで、改正内容につきましては、先ほどのとおり改正前の浄化槽設置届出事務の「所管課室所名」それから「個人の類型」そして「目的外提供の概要」、「提供先」について、それぞれ「各保健福祉環境事務所」が所管する「浄化槽管理者」に関する個人の情報を、「指定検査機関」の照会に応じて提供するというこちらの内容で妥当であるとしています。

その下の（2）につきましても、同じく「所管課室所名」それから「個人の類型」そして「目的外提供の概要」ですね、提供先は変わりませんのでこの3点を同じく改正することで、提供開始日は令和2年の4月1日、大牟田市の保健所の事務が県に移管されるのに合わせまして、改正は適当なものと認めるという答申案を作成いたしております。

御審議をお願いいたします。

【小林会長】

はい。ありがとうございました。

私が先ほど承認という言葉を使ってしまいましたが、承認できる権利がある訳ではなくて、適当なもの、妥当なものとするということですね。

答申案の内容はいかがでしょうか。何か御意見ございますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

では、この答申案のとおり、答申をするということにいたします。

○ 「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則」の一部改正について（報告）

【小林会長】

それでは、続きまして、議題（２）に移りたいと思います。事務局から規則の改正についての報告があるということですのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、引き続きまして、規則の一部改正について御説明をいたします。資料４をお願いいたします。

今回の改正の内容ですが、大きく２点あります。

まず、改正の趣旨及び内容についてということで、１点目が、電磁的記録の開示方法についてということです。条例第２２条第２項に「個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」とあり、これは自己の個人情報の開示請求があったときに、その情報が記載された公文書をフィルムや文書等に限らず、電子データの形で持っていた場合に、開示の方法については、実施機関が定める方法つまり規則で定めるという条例の規定になっておりまして、今回、その規則を改正したものでございます。

規則第１０条関係ですが、全庁における開示の実施について調査をした際に、実は、カセットテープやビデオテープという形で公文書を持っている所属がまだ結構ありまして、御承知のとおり、カセットやビデオテープ、デッキそのものについては流通が困難になっているという状況がありますので、実施機関の方で支障がある所属があることが分かりました。自己の個人情報が映像や音声で県に残っている人というのはそんなには多くはないと思うのですが、一方、公文書の開示請求がありますので、どちらにしても、カセットテープやビデオテープで保有する情報の開示ができないという支障があっては困るということで、今回考えたものでございます。

そして、改正内容のＡにありますとおりで、そういう状況を勘案しまして、録音テープ又は録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクの開示に支障がある場合に、DVD-Rなどの電磁的記録媒体に容易に複製できる場合は、当該複製物を用いた開示を行うこ

とができることとしております。

そしてイですが、現在その録音カセットテープの規格についても、録音時間は120分でビデオカセットテープも120分のVHS方式のものに複写して交付すると限定して規定をしておりましたが、限定するとなお困難になるということで、規格も同時に撤廃しました。改正前、改正後ということで、条文の資料を付けております。(1)については、以上でございます。

ページをおめくりいただきまして、先ほど申し上げたとおり、録音テープやビデオテープ等をDVD-Rなどの電磁的記録媒体に複写して交付するとしますので、DVD-Rでの交付をスムーズにできるようにしないと支障があるということですが、改正前の規則の中でDVD-Rで交付した場合の具体的な費用を定めておらず、これまでは実費でお支払いいただきますとしていたのですが、そうすると実施機関としては、1枚いくらと決めてもらっている方が、対応しやすいということもあるだろうということで、DVD-Rをこのたび1枚100円と規定をいたしました。

100円の根拠については、全国の実績を調べましたところ、山形県、神奈川県、宮崎県が、福岡県と同様にCD-Rを1枚80円と規定しているのですが、その3県のDVD-Rの費用を比較すると、1番安かったのが宮崎県の100円でしたので、その100円を参考に、実際に100円で調達できるのかというところを確認いたしまして、金額の設定をさせていただいたところでございます。

1点目については以上でございます。続いて2点目ですが、これは全部開示決定の場合の教示についてです。第一部会の委員の皆様にはいつも見ていただいておりますが、部分開示決定あるいは不開示決定という形で、一部情報を開示することができない、全て開示できないというような場合には、審査請求という不服を申し立てる手続がございますが、通常、情報の全部を開示しますということであれば、不服はないはずだということが前提になっておりました。

しかし、ここにもございますとおり、全部開示の場合であっても、不服申立てが行われる事例が、公文書開示請求では発生しておりまして、そちらとも兼ね合いもございまして、個人情報の全部開示決定の場合につきましても、教示をするということになった次第です。

様式の例を次のページに付けておりますが、このように個人情報の開示決定通知書、全部を開示するということを決定する通知書ですが、その一番下に線を引いている部分、不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対して審査請求をできるとの教示文を記載するという改正をいたしております。

規則の改正の概要の説明は以上でございます。

#### 【小林会長】

はいありがとうございました。

今回の改正は2点あって、1つが電磁的記録の開示の方法で、もう1つが全部開示決定の場合の教示方法についてということですね。まず第1の電磁的記録の開示方法についてですが、何か御質問とかございますか。

まさに、条例とか規則が時代について行っていないという典型例みたいな感じがいたしますけれど。

森委員どうぞ

**【森委員】**

その「時代」なのですけれども、DVD-R以外にも例えばUSBですとか、私もあまり詳しくはないですが、いろいろな新しい記憶媒体に写していくというのが将来的に出てくると思うのですけれども。

**【事務局】**

USBについても、現在も使えないことはなくて、先ほどの資料の2枚目から始まる交付する写しの種別の5番目の電磁的記録について、第5号の「その他の電磁的記録媒体に複写したもの」ということで例えばUSBメモリとかですね、そういうものに写したときはそのかかった実費を請求することができるので、USBメモリを用いた開示の実施は可能ではあります。

規則で1枚いくらか1個いくらかと定めていると実施機関もいざというときにいくらか徴収すればいいということがはっきり分かるので、取り組みやすいと思うのですが、全国的にUSBメモリの費用を規則で定めているところがございますので、私どもも新しく規定するとなると、抛り所がなかったという面もございます。

一方でDVD-Rを規定している県は全国で半分ぐらいありまして、参考にさせていただいたところではあります。

他の媒体についても、具体的に定めている県はなく、聞き取りをしましたら、やはり私どもと同じ考え方で、他の媒体を用いて開示の実施をする場合には実費を徴収することでした。

当面の間は実費で徴収し、それが非常に多いようであれば、個別に対応していきたいと思っております。

**【小林会長】**

櫻井委員どうぞ。

**【櫻井委員】**

録音、録画する媒体は、依頼者が持ち込むのではなくて、県から提供するという前提なのですね。

**【事務局】**

基本は、そうでございます。

情報公開では、別に相手が持ってきたものであったとしても、実費という考え方なのでCD-Rを持ち込まれて、これに写してほしいと言われたときに、それを駄目ですというところまでは何も規定はないのですが、情報セキュリティの担当の所属から、基本的に外部媒体の持ち込みはやめるようにというところがありまして、そういう観点から、県のほうで用意した媒体に保存してお出しするというふうにしております。

**【櫻井委員】**

おっしゃるとおり、その方が安全だと思います。

**【小林会長】**

確かにそういう意味では、USBを持ってこられて、それで開示をするという話であれば、少し危ういところがあると思いますね。だから、そう簡単にUSBはできないかなというふうに私も思ったところですね。

**【森委員】**

USBでも開示はできるけれども、それも県の方で買ったものでUSBの実費をいただいて出すというようなイメージですね。

【事務局】

はい。全庁的にもここ10年は、USBなどの媒体で開示したという報告は上がっておりません。

【小林会長】

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

よろしいでしょうか。そうしたらその次の、2の全部開示決定の場合の教示文について、何か御質問等ございますか。

はい、村上委員お願いします。

【村上委員】

改正の理由のところの、個人情報の特定に対する不服申立てが出てきたためということについて、特定という意味が少し分からないので教えてください。

【事務局】

特定といいますのは、県が保有しているこれこれに関する私の個人情報という形で請求を受けた場合、県としては、その公文書を特定して、その中に含まれるあなたの個人情報はこれですという形で開示します。しかし、その後に請求者の意図として私が請求したのはこのものではなかったという場合が発生します。

【村上委員】

ではこれは、文書の特定ですね。

【事務局】

そうですね。公文書に記載された個人情報の特定ということです。

【村上委員】

しかし、通常はどういう情報が欲しいかというのを御本人が請求書に書かれる際に、窓口と一緒に特定をされるのではないですか。職員の方が請求の際にお願いをして。

【事務局】

もちろんおっしゃるとおりで、開示請求の段階で内容のすり合わせを基本的にはするのですが、それを超えてですね、実際にそうではなかったという審査請求の案件が出てきているということでございます。

【村上委員】

はい、分かりました。

【小林会長】

ほかに何かございますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

はい、ありがとうございました。それでは、議題（2）については以上で終了といたし

ます。

その他、事務局から何か報告事項とか御連絡等はございますか。

**【事務局】**

今後の日程について御連絡いたします。

次回の全体会の開催につきましては、委員改選時期と併せて5月の開催を予定しておりますので、近くなりましたらまた御案内をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、4月につきましては第一部会（審査請求部会）の開催を予定しておりますので、そちらにつきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**【小林会長】**

はい、ありがとうございました。それではこれで全体会についての全ての議題について終了いたします。

この後11時から引き続き、第二部会を開催いたしますので第二部会の委員の皆様はそのままお待ちください。第一部会の委員の皆様は以上で終了です。

どうもありがとうございました。

以上のとおり第14期第3回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録を確定する。